

「出勤点呼を行っている時間は労働時間だ」という会社の見解 ならばどこに何分盛られているか、はっきりすること！

「乗務員の出勤点呼に関する申し入れ」について、窓口で回答

本部は本日、「乗務員の出勤点呼に関する申し入れ」（申18号）について窓口で回答を受けました。主なやり取りは以下の通りです。

会社：「裁判」において、弁護士、管理者がどのような尋問や証言を行っているか把握していない。

組合：出勤点呼を行っている時間は労働時間なのか。

会社：係争は別にしても、出勤点呼を行っている時間は労働時間だという見解である。
したがって、「裁判」における弁護士、管理者の尋問や証言の「出勤点呼を行っている時間は勤務時間である」という認識は誤っていないということになる。

組合：10時出勤としたら、10時以降の時間に出勤点呼を行う時間が盛られているということか。

会社：そうである。

組合：だとしたら、出勤点呼を行う時間がどこに、何分盛られているかなど明らかにすること。

会社：ここでは詳しくわからない。地方の方が詳しいのではないか。

組合：それならば地方でも申し入れをする。

以 上